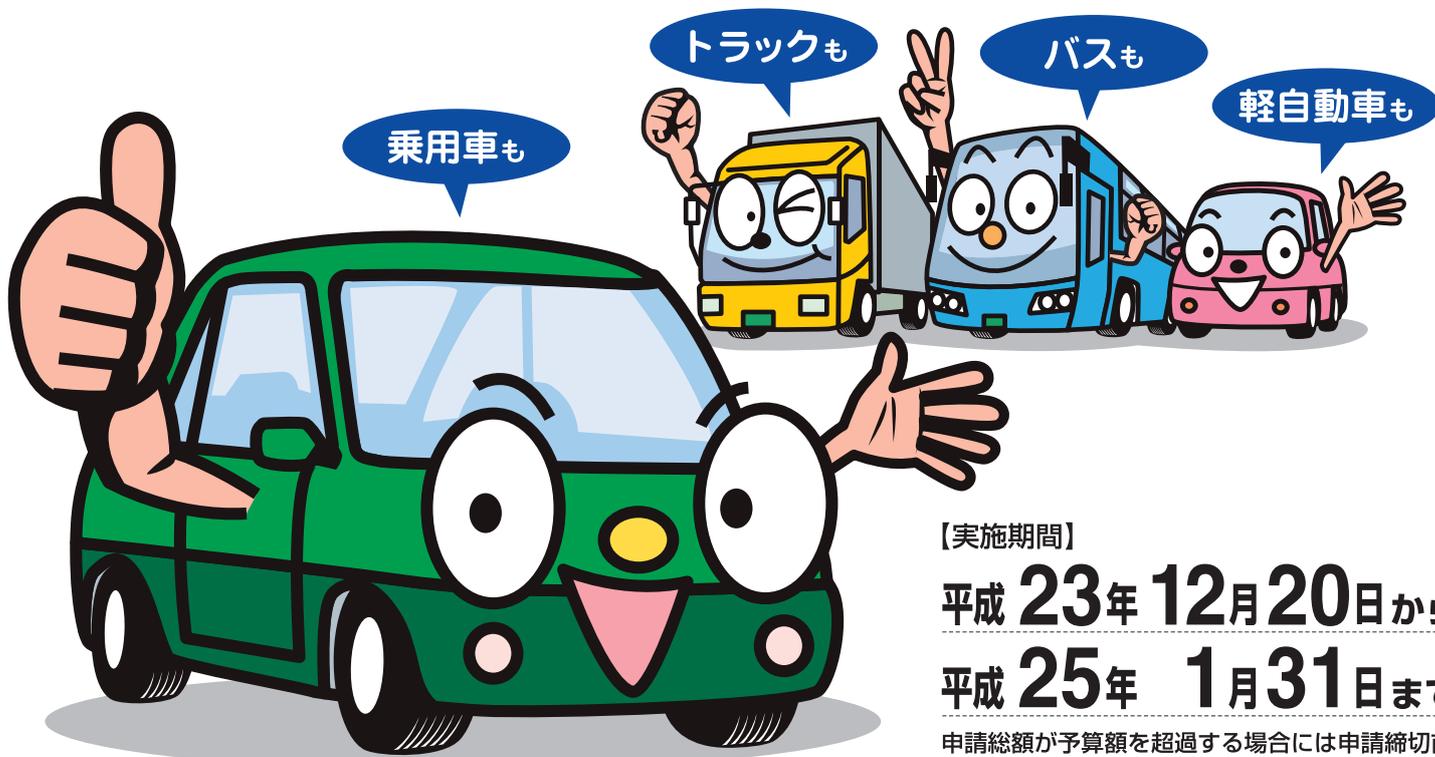


環境性能に優れた新車を
購入したい方にお知らせです。

エコカー 購入補助制度 スタート!



【実施期間】

平成 23年 12月20日から

平成 25年 1月31日まで

申請総額が予算額を超過する場合には申請締切前
であっても募集を終了いたしますのでご了承下さい。

詳しくは、裏面をご覧ください。

環境性能に優れた新車「エコカー」 を購入される方に国からの補助金が交付されます。

- 実施期間内に対象となる新車を購入し一年以上使用の方が対象となります。
- 現金購入のみならず、ローン、割賦・クレジットにより購入されたものも対象となります。
リース、レンタルに供する車として購入されたものも対象となります。

実施期間 平成23年 12月20日▶▶平成25年 1月31日まで

※上記期間内に新車新規登録(登録自動車)または新車新規検査届出(軽自動車)された自動車対象となります。
※申請締切は平成25年2月28日となりますが、申請総額が予算額を超過する場合には申請締切前であっても募集が終了となることがあります。

申請受付 平成24年 4月2日 開始予定

※2月17日現在の情報です。最新の情報は、次世代自動車振興センターのHP等をご確認ください。

【次世代自動車振興センター】 <http://www.cev-pc.or.jp>
【経済産業省】 <http://www.meti.go.jp/topic/data/091112aj.html>
【国土交通省】 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000012.html

ポイント 1 補助の対象となる新車の種類

- 登録車と軽自動車の環境対応車 (乗用車・商用車・バン、車両総重量3.5トン以下のトラック等)
- 重量車の環境対応車 (車両総重量3.5トン超のトラック・バス等)

ポイント 2 補助の対象となる新車の要件 & 補助金額の種類

	環境要件	登録車等	軽自動車
乗用車等 (登録車等 軽自動車) ※1	平成27年度燃費基準達成または 平成22年度燃費基準25%超過達成 ※2 ※3  	10万円	7万円

※1 乗車定員が10人以下の乗用車及び車両総重量が3.5トン以下のトラック・バス(バンを含む)。 ※2 公式燃費値を有さない場合については、相応の環境要件を満たすと認められること。
※3 このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車(乗用自動車)も対象。

	環境要件	小型※1 (GVW 3.5トンクラス)	中型※1 (GVW 8トンクラス)	大型※1 (GVW 12トンクラス)
重量車 (トラック バス)	平成27年度燃費基準達成 ※2 ※3 	20万円	40万円	90万円

※1 「小型」:車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のトラック及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のバス。「中型」:車両総重量が7.5トンを超え12トン以下のトラック及び車両総重量が8トンを超え12トン以下のバス。「大型」:車両総重量が12トンを超えるトラック・バス。 ※2 公式燃費値を有さない場合については、相応の環境要件を満たすと認められること。
※3 このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車も対象。

詳しくは、自動車販売店までお問合せください。

【ご参考：補助金申請における注意事項（経済産業省、国土交通省）】

新車の使用期間 (1年間以上)	補助金の交付を受けた新車については、新車新規登録日または新車新規検査届出日より1年以上の間、原則として同一の者による使用(車検証上の使用者名義を変更しないこと)が求められます。違反すると補助金を返納いただくこととなります。なお、事故等により廃車*した場合は返納の必要はございませんが、変更手続書類の提出が必要となります。 *廃車とは、自動車リサイクル法に基づき使用済自動車の引渡しを行うことを指します。事故等により全損扱いとなり、保険会社が代位取得した際に、当該車両が中古車として転売された場合には返納の必要が生じますのでご注意ください。
名義変更について	1年未満の使用者名義の変更は原則として認められませんが、親族間の譲渡等に伴う変更として以下に示す場合等については、使用者の変更が認められます。 ① 同一世帯内におけるものであって住民票等で確認できる場合 ② 同一世帯でなくても、戸籍謄本等により二親等以内の親族であることが確認できる場合等
申請書の提出期限	申請者は、新車新規登録日または新車新規検査届出日の翌月末までに審査機関に受理される必要があります。 (申請書の提出期限の例) 平成24年5月10日(木)に新規登録を行った車両…平成24年6月29日(金)まで 平成24年6月29日(金)に新規登録を行った車両…平成24年7月31日(火)まで
複数申請における 使用目的確認	自家用車両については、同一名義から4台以上の補助金の申請があった場合(リース事業者からの申請については、使用者名義数で判断)、その使用目的が補助金の趣旨に照らして適切でないとして判断される場合には、補助金の交付を行わないことがあります。 (適切と認められる例) ・地方自治体、事業組合、公益法人、レンタカー事業者等が保有車両の買い換えまたは増車を行う場合 ・その他の法人が営業車の買い換えまたは増車を行い場合 ・補助金の申請後、事故等により廃車となり、1年以内に再度新車を購入した場合 (適切と認められない例) ・近い将来における転売・輸出を行う疑いのある申請。例えば業務の実態に照らして複数車両の必要性に疑義のある法人申請や、生計を共にする人数を上回る個人申請。 ・新車販売業者が将来の転売を目的として自社名義で登録したものの(現在の保有台数を大きく上回る申請であって、その必要性に疑義があるもの)